# 岩野地区まちづくり協議会

# 第8回総会議案書



岩手地区まちづくり協議会

# 岩手珍多筋。第8回総会次第

日 時 平成31年4月28日10時~

場 所 岩手地区まちづくりセンター

### 次 第

- 1. 開会のあいさつ
- 2. 会長あいさつ
- 3. 来賓祝辞
- 4. 資格審査
- 5. 議長選出
- 6. 議事

第 1 号議案 平成 30 年度事業報告

第2号議案 平成30年度決算・監査報告

第3号議案 2019年度事業計画(案)

第4号議案 2019年度予算(案)

第5号議案 役員改選

第6号議案 その他

#### ≪添付資料≫

岩手地区まちづくり基本構想 まち協規約 まち協活動体系概念図 専門部の構成

- 7. 議長降壇
- 8. 閉会のあいさつ

## 第1号議案 平成30年度事業報告

### 平成30年度事業報告

岩手まち協が実質的な活動を開始したのが平成25年です。

平成30年度は、2年を1期とする活動期間の、第3期目の2年目と言う折り返し点でしたが「垂井町はまちづくり協議会に何を求め、何を得ようとしているのか?」「公民館から地区まちづくりセンター(以下「地区センター」と言う)への移行は、何のために行われたのか?」「地区センター長、センター員の職責、職務は」等々、自問自答しながら活動を展開してきました。

そうした中でも、岩手まち協は地区センターを拠点として、設立時に確認した『**住む人の、心がふれあい、ひびきあう「まち」岩手地区**』のスローガンの下に集まった諸団体の皆さんと共に、地域の絆を深め、活性化を図っていく役割を担っていくことを改めて認識し、全ての事業をまち協と連合自治会(自治会長の皆さん)を車の両輪として構成団体(運営委員、専門部員の皆さん)の協力を得て展開してきました。

この1年間を振り返った時、連合自治会、運営委員、専門部員、体育推進員、青少年育成協力推進員の皆さんの多大な協力と地域の皆さんの積極的な行動があって、まち協の活動が成り立っていることを改めて実感しました。

以下、平成30年度の主要事業について振り返ってみます。

### 1. 生涯学習事業

この事業は、一般教養講座、スポーツ講座、地域子ども教室、クラブ・サークル活動の4部門があり、一般教養講座では「岩手の歴史と文化を知る」として2回、「料理教室」として5回、そのほかに単発的な特別講座として「寄せ植え」「しめ縄づくり」「レザークラフト」「ワインとチーズ教室」など6回行い、一般教養講座については8講座13回、207名の参加となりました。

一般教養講座は、参加された皆さんがサークル活動につなげていただくことを期待していることから、地域の皆さんの声を活かした講座、昼間だけでなく夜間の講座についても企画して行きたいと考えています。

スポーツ講座はドッヂビー大会の前段に、体育推進員を中心に実施し、大会参加予定者の参加もあって有意義な教室となりましたが、この1講座だけで終わっていることから、新たな軽スポーツの講座を開設し、地域の皆さんの健康増進に資さなければと考えています。

地域子ども教室は、菁莪塾とこども生け花教室の2講座があり、菁莪塾は9回、こども生け花教室は12回開催され、講師やボランティア、保護者の皆さんなど関係者を含め、延べ700名を超える参加がありました。

菁莪塾は小学校の土曜授業との連携と言う課題と向き合う中で、次代を担う子どもたちに、 まち協でしか提供できない講座を模索していきたいと考えています。 クラブ・サークル活動は、地区センターを活動拠点とする16団体、小学校体育館を利用する菁莪バレーボール倶楽部、講師の都合で他地区の地区センターを拠点とする菁莪俳句同好会など18団体の皆さんが趣味や健康活動を展開しています。地区センターを拠点とする活動団体の1年間の利用者数は、延べ1,800名余を数えています。

### 2. 地域ふれあい事業

平成29年度から 4 大行事の一つと位置付けた「ホタル祭り」は農地・水・環境保全組合の支援を頂く中で環境整備部が、「夏祭り」「芸術文化祭」は芸術文化部が、「ウォーキング大会」「運動会」「秋のスポーツ大会」はスポレク部と体育推進員会が中心となって進めてきました。これらの行事は専門部会、役員会、運営委員会の議論を深める中で企画・運営を行っています。その実施にあたっては、運営委員の皆さんや小学校(PTA)の皆さん、商工会、中学生ボランティアなどの協力を得ることでスムーズに運営されると共に、多くの皆さんの参加を得ることができました。

3回目となったホタル祭りは、6月4日から14日までを祭り期間とし、9日には「菁莪塾で、ほたるの生態を学び観察する」教室と並行して川原自治会集会所をメイン会場としてイベントを開催しました。ポスターの掲示やチラシの配布なども行いバザーなども展開する中で初夏の風物詩を楽しむイベントとして定着してきていると感じました。

岩手川のホタルは、明神湖下の谷集落から五明集落まで広範囲に自然発生することを、垂井町内外の多くの人に知ってもらう努力が必要と感じています。

夏祭りでは、前年の教訓を生かした抽選会を成功裏に終えることができました。毎年8月14日の開催が定着し、商工会、谷そばの会、消防団、青少年育成協力推進員と北中学校生徒によるバザーなどを600名余の地域の皆さんがお盆の一夜を楽しみました。

運動会、芸術文化祭は、岩手小学校とのコラボレーションで取り組まれています。

運動会は、まち協運営委員と体育推進員、PTAがテント張りや万国旗を掲げるなどの準備を担当し、町民運動会の部は体育推進員が運営するという形態は、保育園・幼稚園児、小学生と保護者、中学生ボランティア、老人クラブの皆さんなど岩手地区の老若男女が絆を深める大きな事業となっています。保護者の皆さんや家族が観戦し応援するテントを、旧公民館やまち協が保有し準備するというスタイルは岩手地区独特のものであり、こうしたことが地域の一体感を生み出していると実感することができます。550名余の皆さんが参加しました。

芸術文化祭は、保育園・幼稚園児、小学生、中学生の発表の場であると同時に地区センターを拠点として活動する皆さんの成果発表の場であり、地域芸能や地域の皆さんの創作活動を知っていただく場です。

更に3年前より地域の歴史を感じて頂く特別展示を行っています。30年度は岩崎神社の 棟札を展示して、岩手氏や竹中氏との岩崎神社との関わりを知ることができました。

作品展示、舞台出演、中学生ボランティア、観覧者を含め600名の皆さんが関わりを持

ってくれました。

ウォーキング大会、秋のスポーツ大会は、前述したように体育推進員の皆さんが核となって企画・運営をしています。

ウォーキング大会では2回目となる「岩手地区一周コース13.7キロ」に16名の方が参加・完歩されました。「ファミリーコース4.5キロ」の参加者を含め、80名余の皆さんが初夏の岩手の風景を楽しみながら歩きました。参加者から「ファミリーコースよりもう少し長い距離で、岩手一周よりも短いコースを」との要望があり、検討を進めることとしています。

秋のスポーツ大会は、自治会対抗形式のドッヂビー大会とグランドゴルフ大会が行われました。ドッヂビー大会は、子どもたちと大人が一緒に楽しめることから参加者が急増しました。昨年は、100名余の皆さんが参加し、白熱したゲームが展開されました。グランドゴルフは、岩手地区においてクラブを結成して、練習を積み重ねている皆さんを中心に、一般参加も呼びかけ、春と秋に大会を開いています。秋の大会は、初めて関ヶ原の今須にある芝の公認コースで行いました。春・秋を通して60名余の皆さんが、日頃の練習の成果を競う大会となりました。

青少年育成地域づくり推進事業は、青少年育成協力推進員会が核となり、北中学校の地区 長やボランティアの皆さんがラジオ体操大会、環境美化活動、青少年健全育成地区民大会、 あじさい花壇の整備に取り組みました。

ラジオ体操大会は、約400名余が参加し、同日に行われた環境美化活動には北中学校の 生徒を中心に自治会長などの参加を得て90名余の皆さんが、明神湖、県道53号線周辺の 清掃活動を行いました。

青少年健全育成地区民大会には、約120名の参加を得て、小中学生の体験発表、青少年育成協力推進員会の活動報告、地域の大人が皆で子供たちを見守り育てていくことを確認する場となりました。お楽しみ会として「もちつき大会」「ぜんざいのふるまい」や「ビンゴ大会」など多くの子供達の楽しいひと時となりました。

北中学校の生徒によるボランティア活動は、地区長を中心にホタル祭り、夏祭りのバザー、運動会、文化祭の支援活動、環境美化活動、環境看板づくりなど延べ140名余の皆さんが、 積極的に活動してくれました。これは岩手の中学生が1人当たり約3回ボランティア活動に参加したことになります。

巡り合い事業は、岩手地区の独身男性の結婚活動(婚活)を援助することを目的に、まち協の執行役員を実行委員として「来てよきてきて出会い婚」イベントを企画しましたが、女性の参加者が集まらなかったことから、中止を余儀なくされました。

岐阜県内では、多くの市町村が行政の事業として実施をしていることから、岩手まち協と しては、一定の役割を終えたと判断し、次年度からは婚活に拘らない、若者が集うイベント を検討すると共に、垂井町に対しこうした事業の実施主体となるよう働きかけていきます。

### 3. 協働のまちづくりの推進を図る事業

この事業は、安心安全のまちづくり活動、地域福祉の向上を図る活動、文化財整備事業、

広報活動が主要な活動です。

安心安全の活動は、防災の観点から社会福祉協議会の指導の下に避難所運営訓練、地震体験を実施すると共に、子ども見守の活動を展開してきました。見守り活動員による通学時の見守り、見守りステッカーを貼付した自家用車による巡回見守りなどに取り組んできましたが、趣旨の徹底など、課題が提起されていることから、その対応が必要です。

地域福祉の向上に積極的に取り組む必要性から、健康福祉部を核として26名のサポーター登録者と共に取り組んだ「くらしのサポート」は、具体的なサポートの要請がなく、開店休業の状態です。高齢化が確実に進んでいることから、広報活動やサポーターの再登録など活動の見直しが必要です。

隣近所の助け合い・気遣いを深めるために社会福祉協議会の支援を得て新たに展開した「愛の見守り活動(黄色い旗運動)」は、自治会により若干の差はありますが、多くの家庭で黄色い旗を掲げていただいています。向こう三軒両隣のふれあい、ささえあいを醸成する一助となることを目的としたものであり、それぞれの地域における話し合いで、より多くの家庭で掲げられるように機運を盛り上げていきます。

「コーヒーサロン(カラオケサロン)」は、高齢者の皆さんが気軽に集うことができる場として、毎週月曜日に開催してきました。2年目を迎え、この1年では延べ300名程度の参加者があり着実に定着しつつあることを実感しています。この取り組みを核として地区センターが、高齢者だけでなく、より多くの皆さんが集い、交流できる場となるようイベントなども計画していきます。

文化財整備事業は、例年通り7月、8月の二回、櫓門・菁莪記念館周辺、菩提山・逆さ杉 ハイキングコース、菩提山城址の整備を運営委員と櫓門保存会、逆さ杉保存会、菩提山登山 路愛護会と合同で実施しています。同時期に行う青少年育成協力推進員によるあじさい花壇 の整備と併せて延べ90名余が参加しました。菩提山城址については菩提山登山路愛護会の 呼びかけに応じて、随時環境の整備に取り組んできました。

広報活動については「まち協だより」の定期発行に加えて、各種イベントのチラシを全戸配布する取り組みを行いました。インターネットによる格安印刷の利点を生かし、出来る限り全戸配布による広報の充実を図りました。

### 4. その他協議会の目的を達成するために必要な事業

毎月第4水曜日の定例役員会、主要行事に向けた6回の運営委員会、年間活動の企画や実施に向けた専門部会や実行委員会によってまち協の運営が進められています。

概ねタイムリーに会議を開くことができたと判断していますが、より活動の幅と深みを追及することも重要な課題であると考え、役員会として諸会議の活性化を図り、事業展開が、よりスムーズに進められるよう努めていきます。

地域の皆さんに地区センターを身近なものに感じていただくために、地区センターを訪れる皆さんに季節感を感じていただく取り組みとして、ハロイン・サンタクロース・雪だるまの風船人形、クリスマスツリー、七夕飾り、雛飾り、季節の花など事務局を中心に有志の皆さんの協力を得て、正面玄関を飾ってきました。

### 30年度の主な事業(活動)報告

	会議等	安心•安全部	健康福祉部	子ども育成部	芸術文化部
具体的事業	役員会(毎月第4水曜日) 運営委員会(6回)	災害図上訓練 ことも見守り活動 交通安全対策 自主防災隊の連携について、災 害時の要支援者対応	社会福祉協議会との連携による 見守りネットワークの強化 くらしのサポート 一人暮しの高齢者家庭訪問 給食サービス 要支援者マップの作成	子ども教室(菁莪塾)、 子ども会活動の支援 小学校留守家庭児童教室支援 ラシオ体操大会 青少年健全育成地区民大会 中学生の地域貢献活動支援	夏祭りの企画運営 芸術文化祭の企画運営 教養講座、歴史講座5回 特別講座
4月	7日総会資料製本 14日総会準備 15日岩手まち協総会 15日役員会① 25日役員会② 各専門部会	子ども見守り活動	19日シニアはつらつ教室 23日給食サービス 23日地域がパーク懇談会 コーヒーサロン毎週月曜日		
5月	18日運営委員会① 23日役員会→中止	子ども見守り隊 20日安心安全部会	11日健康福祉部会 17日シニアはつらつ教室 コーヒーサロン毎週月曜日	9日子ども育成部会 12日菁莪塾①(歴史学習)	12日芸術文化部会 28日料理教室①
6月	27日役員会	子ども見守り活動	21日シニアはつらつ教室 13日給食サービス コーヒーサロン毎週月曜日	9日菁莪塾②(柳川観察)	2日撮影勉強会 22日ルザークラント教室 25日芸術文化部会
7月	25日役員会 1日文化財整備作業 1日運営委員会2	子ども見守り活動	19日シニアはつらつ教室コーヒーサロン毎週月曜日	7日菁莪塾③(エコ)延期 15日ラジオ体操大会 バイバス・明神湖清掃 28日菁莪塾④(鮎つかみ)	1日芸術文化部会 8日歴史と文化を守る会 (神田孝平) 23日料理教室② 21日芸術文化部会
8月	22日役員会 19日文化財整備作業 19日運営委員会③	子ども見守り活動 12日地震体験車	23日シニアはつらつ教室 コーヒーサロン毎週月曜日	19日菁莪塾⑤(星空観察)	14日夏祭り 26日芸術文化部会
9月	27日役員会 22日町民運動会 →23日に順延	子ども見守り活動	20日シニアはつらつ教室 20日給食サービス コーヒーサロン毎週月曜日	8日菁莪塾⑥(科学工作)	3日料理教室③ 30日歴史勉強会→延期
10月	14日運営委員会④ 24日役員会	子ども見守り活動 12日図上災害訓練	12日図上災害訓練 18日シニアはつらつ教室 29日給食サービス コーヒーサロン毎週月曜日	6日菁莪塾③(エコエ作) 6日菁莪塾⑦(料理教室)	14日芸術文化部会 22日料理教室 31日歴史勉強会 ヤマモ・杖立神社・逆さ杉
11月	10日芸術文化祭準備 11日芸術文化祭 28日役員会	子ども見守り活動	15日シニアはつらつ教室 19日地域がり-7懇談会 22日給食サービス コーヒーサロン毎週月曜日		1 O日芸術文化祭準備 1 1 日芸術文化祭
12月	9日運営委員会⑤ 26日役員会→中止 22日地区民大会実行委 21日婚活実行委	子ども見守り活動	21日給食サービス 20日シニアはつらつ教室 コーヒーサロン毎週月曜日	15日菁莪塾③(木の実リ-ス)	1日チーズとワイン教室 22日料理教室④→延期 13日園芸教室 15日しめ縄作り教室
1月	26日地区民大会準備 27日地区民大会 23日役員会 10,17日婚活実行委	子ども見守り活動	23日給食サービス 17日シニアはつらつ教室 コービーサロン毎週月曜日	26日地区民大会準備 27日地区民大会	12日料理教室④
2月	27日役員会	子ども見守り活動	22日給食サービス 21日シニアはつらつ教室 コービーサロン毎週月曜日	2日菁莪塾⑨(そば打ち)	4日料理教室⑤(そば打ち)
3月	9日運営委員会⑥ 27日役員会	子ども見守り活動	28日シニアはつらつ教室 22日給食サービス コーヒーサロン毎週月曜日		

### 30年度の主な事業(活動)報告

	スポレク部	体推	環境整備部	青推	その他
具体的 事業	町民運動会の企画運営 スポーツ講座 春秋スポーツ・レクリエーション 行事の企画運営	住民の健康増進	農地・水保全組合との連携 環境美化デー 文化財整備事業、観光対応事業 蛍が育つ環境の維持・啓蒙、 ほたる祭りの企画運営	青少年の健全育成	
		ツ講座 ポーツの振興	中学生の地域 青少年の健全	:  貢献活動支援  育成に関わること	
4月	28日スポレク部会 21日ウォーキング大会下見	13日体推員会①	26日環境整備部会 22日菩提山城跡登山道整備	21日青推員会	22日菩提山城跡整備 (菩提山城登山路愛護会)
5月	19日グランドゴルフ大会打合せ 27日ウォーキング大会	27日ウォーキング大会		20日青推員会 20日地区長会	
6月	20日グランドゴルフ大会雨天 予備日21日に実施	10日垂井町体推研修会	1日ほたる川周辺草刈り 3日蛍看板・足下5小設置 4日~14日ホタルまつり 9日ほたる祭りイベント 15日足下5小撤収	9日菁莪塾(ほたる観察) 24日七夕飾りつけ	
7月	27日スポレク部会		1日文化財整備事業① 15日ラジオ体操大会後 環境美化活動 (バイバス・明神湖周辺清掃)	1日青推員会 あじさい花増整備 14日青推員会 15日ラジオ体操大会 環境美化活動 地区長会・看板作り 28日菁莪塾(鮎つかみ)	
8月	19日スポレク部会		5日環境美化デー 19日文化財整備事業②	14日青推夏祭り地区長 19日あじさい花壇整備 29日役場へ寄付金	
9月	1日スポレク・体推合同会議 22日運動会→23日	1日体推員会② 22日運動会→23日 29日体推員会③			
10月	6日グラウンドゴルク打合せ 7日ドッヂビー教室 14日ドッヂビー大会 24日グランドゴルフ大会	7日ドッヂビー教室 8日町ふれあいウォーク 14日ドッヂビー大会 24日グランドゴルフ大会			
11月				1 1 日芸術文化祭(地区長)	
12月		9日垂井町一周駅伝		8日青推員会 22日地区民大会実行委員会	
1月				26日地区民大会準備 27日地区民大会 (地区長)	14日菩提山城跡整備 21日 〃
2月		2日体推員会④			2日菩提山城跡整備 9日 !! 10日 !! 18日 !! 24日 !!
3月				1 〇日青推員会 環境看板設置・撤去	25日菩提山城跡整備 31日 〃

# 第2号議案 平成30年度決算·監査報告

### 一般会計

収入の部

自:平成30年4月 1日 至:平成31年3月31日

単位:円

項		目	予	算	額	決	算	額	適	用
前年度繰越金		183,236			183	,236				
垂井町交付金		付金		2,101	,000		2,101	,000	垂井町	
助	成	金		330	,000		330	,000	連合自治	会より
				140	,000		140	,000	垂井町	
補	補助金	金		200	,000		200	,000	青少年町	民会議
				100	,000		100	,000	社会福祉	協議会
雑	収	入		50	),764		92	,478	預金利息、	参加費等
	計			3,105	5,000		3,146	,714		

### 支出の部

項目	予 算 額	決 算 額	適用
人件費	500,000	544,000	
事業費	1,285,000	941,067	
文化財整備費	70,000	92,479	
広報活動費	40,000	39,086	
会議費	90,000	80,797	
事務局費	520,000	655,093	
保険料	130,000	130,210	
青少年団体活動費	340,000	340,000	菁莪塾、青少年育成
地域福祉事業費	100,000	116,111	
予備費	30,000	0	
計	3,105,000	2,938,843	

### 残高の部

収	入	支	出	残	高
	3,146,714	4	2,938,843		207,871

会計 片岡一美 ⑩ 髙木 茂彦 ⑩

### 特別会計

収入の部

自:平成30年4月 1日 至:平成31年3月31日

Х	人の部					, ,,	単位:円
	項	目	決	算	額	適	用
	前年度約	操越金		688	,394		
	グッズ領	手販売		40	,000	半兵衛関連	
	雑 収	入			5		
	計			728	,399		

### 支出の部

	項	目	決	算	額	適	用
I	テント値	<b>請品購入</b>		177	,552	ウエイト	
Ī	=:	†		177	,552		

### 残高の部

収	入	支	出	残	市
	728,399		177,552		550,847

### 監査報告

平成30年度の一般会計、 特別会計の決算書及び会計 簿、預金通帳、領収書、そ の他関係書類を詳細に監査 した結果、正確に記入され 相違なきことを認めます。

平成31年4月3日

監事 熊崎 誥一 ⑩

浅野美津子 印

## 第3号議案 2019年度事業計画(案)

### はじめに

前期(平成29年度から平成30年度)は、公民館が地区まちづくりセンター(以下「地区センター」と言う)へ移行すると言う大きな変化の中で、公民館事業の担い手から、真にまちづくり協議会(以下「まち協」と言う)として連合自治会と共に岩手地区における「まちづくり」の重責を担うこととなりました。

そうした中で、センター員の交代による混乱に加え、事業報告でも述べたように地区センターの位置づけに対する垂井町幹部の認識の違いが垣間見え「まち協は、地区センターの一利用団体で任意団体であり、センター員はまち協のための職員ではないので・・」「まちづくりセンターが基本条例に基づくものであるにも拘らず、その責任者をセンター長と呼ばず、まちづくり推進室長と呼ぶ」「地区センターへ移行しても体育推進員や青少年育成協力推進員が教育委員会の管轄のままであり、地区センターの一利用団体であることを周知徹底できない」など、現在も様々なあいまいさを残したまま活動を展開せざるを得ない状況です。

そうした中ではありますが、今年4月30日には現在の天皇が退位され、5月1日には元号が『**令和**』と改められる中で皇太子殿下が新天皇に即位されると言う、新たな時代を迎えることとなります。

平成から令和へと大きな転換点を迎えますが、岩手地区まちづくり協議会(以下「岩手まち協」と言う」)は、設立総会で確認された『住む人の、心がふれあい、ひびきあう「まち」 岩手地区』のスローガンの下に集まった諸団体の皆さんと共に地域の絆を深め、地域の一層の活性化を図っていく役割を担っていかなければなりません。

岩手まち協は、これまで以上に地域自治の推進母体である連合自治会と手を取りあって、 6年間の活動の成果と課題に真正面から向かい合い、牛歩の歩みと言われても、着実により 良い岩手地区のまちづくりに取り組んでいきます。

### 岩手まち協は、地域づくりの役割を担う中核として活動します

岩手地区は垂井町の中でも、少子化・高齢化が顕著に進んでいる地域です。これに対応する力を岩手まち協独自では持ち得ないことは明白です。しかしながら、岩手地区で育つ子供たちが元気に学び、遊び、自分たちのふるさと岩手を思う心を育む一助となることはできます。また岩手地区で生活する高齢者の皆さんが、安心して安全に楽しく過ごしていくまちづくりの一助をになうことも出来るはずです。

岩手まち協は地域づくりの中核であることを改めて自覚し、全ての事業を、まち協と連合 自治会(自治会長の皆さん)が車の両輪となって、垂井町や垂井町社会福祉協議会との連携 をさらに深め、運営委員会の議論を深める中で、全ての構成団体の皆さんと意思疎通を図り、 協力を得て活動を展開していきます。

以下、まちづくり基本構想に基づき、2019年度の具体的な活動を提案します。

### 2019年度の主要事業

本年度の主要事業は次の通りとし、地域の皆さんに行事やクラブ・サークル活動への参加を幅広く呼び掛ける宣伝活動も積極的に行っていきます。〈行事日程は別紙を参照〉

### 1. 生涯学習事業

- (1) 一般教養講座
  - ① 歴史と文化を学ぶ 岩手の歴史と文化を守る会、竹中半兵衛重治公顕彰会との連携を図ると共に 岩手地区、竹中半兵衛以外の様々な歴史と文化にも触れる活動を進めます。
  - ② 料理教室
  - ③ 園芸教室
  - ④ しめ縄づくり教室
  - ⑤ クラブ・サークルと連携して新講座の開設に努める
  - ⑥ 特別教室(レザークラフト、包丁研ぎ、パソコン、英会話、チーズ・ワイン等) を開設に努め、クラブ・サークルの新設を目指します
- (2) スポーツ講座 スポレク部及び体育推進員会を中心に、秋のスポーツ大会に向けた講座に加え、 ノルディックウォーク、老人クラブと連携したペタンク等の講座開設を図る。
- (3) 地域子ども教室(菁莪塾、子ども生け花教室) 岩手まち協として、パソコンを使ったプログラミング教室の開設を図る。

### 2. 地域ふれあい事業

- (1) ホタル祭り(農地・水・環境保全組合と共催) 岩手地区以外への広報、イベントの充実を図る
- (2) 若者が地域の活性化に挑戦する事業 20~40代の男女が集い、岩手地区の活性化を図るためのイベント開催にチャレンジできるよう、予算措置を含め環境を整えていく。
- (3) スポーツ・レクリエーション事業(体育推進員会との連携) ウォーキング、グランドゴルフ、ドッヂビーなどの軽スポーツ大会
- (4) ラジオ体操大会
- (5) 夏祭り(盆踊りを中心)
- (6) 岩手地区運動会(町民運動会を小学校と共催)
- (7) 芸術文化祭(小学校と共催)
- (8) 青少年育成地域づくり推進事業 青少年育成協力推進員会との連携により、中学生ボランティアと自治会長や環境整備部の皆さんが協力する環境美化活動、環境看板づくり、青少年健全育成地区民大会を開催
- (9) カラオケ教室やカラオケ大会(老人クラブと共催を図る)

- (10) コーヒーサロン、カラオケサロンの充実
- (11) クラブ・サークル活動

クラブ・サークル活動の成果を、地域の皆さんと共有するための作品展示会を芸術 文化祭にとどまらず、地区センターのロビーで開催することを模索します。

### 3. 協働のまちづくりの推進を図る事業

- (1) 安心・安全のまちづくり活動
  - ① 災害図上訓練などを行い、災害発生時の対応力を強化します
  - ② 自治会や自主防災隊と連携して要支援者マップを作製します
  - ③ 子ども見守り活動を充実します
  - ④ 社会福祉協議会と連携し地域見守りネットワークを充実します 愛の見守り活動(黄色い旗運動)の継続・発展 生活支援サービス「くらしのサポート」の再構築 救急車を要請した時に役立つ救急医療情報キットの全世帯設置を目指します

### (2) 文化財等整備事業

櫓門周辺、逆さ杉、菩提山城址、菩提山・逆さ杉ハイキングコースなどの整備 事業を竹中半兵衛重治公顕彰会、逆さ杉保存会と共同で進めます

- (3) 広報活動
  - ① まち協だよりの発行

毎月発行することを大切にし、活動報告やトピックスの紹介、講座への参加呼びかけ、クラブ紹介・参加呼びかけなど、まち協の広報宣伝活動の核とします。

② 垂井町のホームページ上に「協働のまちづくり」と言うアイコンが設けられ、 その中に「岩手まち協のページ」が設定されています。

インターネットの検索サイトで「岩手地区まちづくり協議会」と入力すると、 岩手まち協の頁を開くことができます。これを有効に活用して「岩手まち協」を 外部へ発信していきます。

(4) まちづくりアンケートの実施

岩手まち協が発足した年の翌年(平成26年)に「まちづくりアンケート」を 実施し、その結果を踏まえ、岩手まち協の様々な活動に反映してきました。この アンケートを再度実施して、地域の皆さんのまちづくりに期待する意識の変化を 把握し、新たな事業展開に活かしていきます。

### 4. その他協議会の目的を達成するために必要な事業

役員会、運営委員会、専門部会などの諸会議を適切に配置して、事業展開がスムーズに進められるよう努めます。

また、地区センターが集いの場となるようロビーの整備を継続して行っていきます。

### 2019年度·主要行事予定

			T
実施予定日	曜	行 事 名	内容、参加者、関連会議など
4月27日	(土)	菩提山城登山路等整備	連休に向けて登山路・城跡等の整備清掃
4月28日	(日)	第8回岩手まち協 総会	まち協構成団体(各団体代議員2名)
5月の早期に		専門部会	各専門部の活動を協議
5月11日	(土)	菁莪塾① 授業日	6年生 地域歴史
5月17日	(金)	運営委員会①	ほたる祭りついて(環境整備部)
5月26日	(日)	春のスポーツ大会	住民 ウォーキング大会(スポレク部・体推)
6月19日	(水)	谷のスポープ人会	住民 グランドゴルフ大会(スポレク部・体推)
6月 8日	(土)	菁莪塾②	ほたる観察(こども育成部)(小学生希望者:地区センター)
6月3日~13日		岩手地区ほたる祭り ほたる祭りイベント(8日)	住民 川原集会所・岩手川(川原橋~清水橋周辺) (環境整備部を中心としたホタル祭り実行委員会)
7月 7日	(目)	文化財整備事業	まち協運営委員 菩提山、逆さ杉、陣屋跡、菁莪記念館等の環境整備を 保存会などと合同で行う(環境整備部)
		運営委員会②	ラジオ体操大会、夏祭りについて
7月21日	(日)	ラジオ体操大会	住民 ラジオ体操(こども育成部)
7月27日	(土)	菁莪塾③	鮎つかみ (こども育成部・青推) (小学生希望者:川原集会所)
8月 1日	(木)	菁莪塾④	4・5・6年生希望者(プログラミング教室)
8月10日	(土)	菁莪塾⑤	夏の星空観察(こども育成部) (小学生希望者:地区センター・岩手小運動場)
8月11日	(日)	地震体験車による地震体験	小学生希望者(安心安全部)
8月14日	(水)	夏祭り	住民 盆踊等 (夏祭り実行委員会)
8月18日	(目)	文化財整備事業	まち協運営委員 菩提山、逆さ杉、陣屋跡、菁莪記念館等の環境整備を 保存会などと合同で行う(環境整備部)
		運営委員会③	町民運動会について
9月 7日	(土)	菁莪塾⑥ 授業日	3・4年生 河川自然観察
9月21日	(土)	町民運動会	住民 (まち協運営委員・小学校・スポレク部・体推)
10月13日	(日)	運営委員会④	芸術文化祭について
10月13日	(日)	   秋のスポーツ大会	住民 ドッヂビー等大会(スポレク部・体推)
10月23日	(水)	人の人へ・ラス芸	住民 グランドゴルフ等大会(スポレク部・体推)
10月25日	(金)	菁莪塾⑦	5年生料理教室
11月17日	(日)	芸術文化祭	住民 (まち協運営委員・小学校・芸術文化部)
11月30日	(土)	菁莪塾⑧	冬の星空観察 (こども育成部) (小学生希望者:地区センター・岩手小運動場)
12月 8日	(日)	運営委員会⑤	青少年健全育成地区民大会について
12月14日	(土)	菁莪塾⑨ 授業日	1,2年生(親子) 木の実を使った工作
1月26日	(日)	青少年健全育成地区民大会	住民 (まち協運営委員・こども育成部・青推)
2月 1日	(土)	菁莪塾⑪ 希望者	6年生希望者 そば打ち
3月 8日	(日)	運営委員会⑥	2019年度の反省
L	·	ı	

- ・役員会を月1回行う。(原則毎月第4水曜日)
- ・一般教養講座、特別講座、スポーツ講座、地域子ども教室(菁莪塾)等を計画推進していく。 (菁莪塾は小学校・PTA・青推と連携して進める。)
- ・まち協では、各専門部が中心となって計画立案実行する。実行に当たっては運営委員が協力する。
- · 垂井町関係 たるいピア10月19日(土)·20日(日) 垂井町ふれあいウォーク 10月14日(宮代地区)

# 第4号議案 2019年度予算(案)

## 一般会計

自:2019年4月 1日 至:2019年3月31日

収入の部

単位:円

項目	2018年予算額	2019予算額	適用
前年度繰越金	183,236	207,871	
垂井町交付金	2,101,000	2,095,000	垂井町より
助 成 金	330,000	330,000	連合自治会より
	140,000	140,000	垂井町より
補助金	200,000	200,000	青少年町民会議より
	100,000	100,000	社会福祉協議会より
雑収入	50,764	50,129	預金利息、参加費等
計	3,105,000	3,123,000	

### 支出の部

項目	2018年予算額	2019予算額	適用
人 件 費	500,000	500,000	役員手当、報償費
事業費	1,285,000	1,314,000	4 大行事、講座、スポーツ大会
文化財整備費	70,000	0	事業費に統合
広報活動費	40,000	86,000	まち協だより、アンケート
会議費	90,000	90,000	総会、役員会、専門部会
事務局費	520,000	533,000	備品、消耗品、インク、トナー
保険料	130,000	130,000	傷害保険料
青少年団体活動費	340,000	340,000	菁莪塾、青少年育成
地域福祉事業費	100,000	100,000	サロン、暮らしのサポート
予備費	30,000	30,000	
計	3,105,000	3,123,000	
費用項目間の流用	は、役員会の承認を	を得て行うことがつ	できるものとします。

### 岩手まち協の役員の年間役員手当(人件費内訳)

会 長	220,000円	執行役員	15,000円	1人当たり
副会長	20,000円	会 計	10,000円	1人当たり
事務局長	35,000円	監事	10,000円	1人当たり
事務局次長	20,000円	運営委員など報償費	85,000円	

# 第5号議案 役員改選

### 2019~2020年度の役員候補者

推薦委員会として以下の皆さんを役員候補者として推薦します。
尚、会長については、規約に定める連合自治会の推薦を得ています。

参考

会 長 鈴 木 準 二 (南漆原) 地区センター長

副会長 田 辺 定 幸 (長畑) 連合自治会長

事務局長 髙 木 茂 彦 (菩提田町) センター員

事務局次長 藤井厚美(東大石) センター員

会計 町田正博(菩提田町) 連合自治会副会長

執行役員 中川泰一(長畑) 商工会岩手支部

リ 見 玉 亮 (漆原) 消防団岩手分団

リ 青木 勝(南長畑) 前自治会長

川 岩田 きよみ (谷) 半兵衛音頭振興会

リ 松 岡 明 美 (伊吹) 社会福祉協議会

監事 浅野美津子(漆原) 元小中学校PTA

リ 熊 崎 誥 一 (宮之前) 竹中半兵衛重治公顕彰会

以上

# 第6号議案 その他

# 数急医療情報キットで 万が一に備えよう!!!

# 万が一、救急車を呼んだときには

対象者の医療情報を早期に病院へ伝えることが重要です。情報は、救急隊員から病院へ伝えます。 家族の医療情報をシートにまとめておけば安心。

### 救急医療情報キットを備える運動を展開します

近年、社会生活の変化によって、心筋梗塞、糖尿病などの生活習慣病が若年 化の傾向にあります。また、食生活の変化により食物アレルギーによる重篤な 症状に陥ることも増加の傾向にあります。

突然の災害や、急病などのときには、適切かつ迅速な処置が必要です。

救護を受けなければならないことが起きた場合、救急隊、医療機関が、その 傷病者の正しい情報を早期に得ることが命を守るうえで大変重要です。

岩手地区まちづくり協議会では、家族の医療情報を救急医療情報シートにまとめ、救急医療情報キットとして冷蔵庫に保管することによって、岩手地区の皆さんの安全と安心をより確保する運動を展開します。

「救急医療情報キット」とは、緊急時に備え、自分の氏名、年齢、持病、服用している薬の名称、アレルギーの有無、かかりつけ医療機関とその医療機関の診察券の写し、緊急連絡先などの情報を記入した用紙を円形のプラスチック容器などの中に入れ、冷蔵庫の飲料水など保管するドアポケットに保管し、緊急時に活用するものです。

さらに、救急隊に救急医療情報キットが冷蔵庫に保管されていることを知らせるために、玄関を入ったところの目に付くところへ表示マークを貼ります。

# 添付資料

- 岩手地区まちづくり基本構想
- ・まち協 規約
- ・まち協活動体系概念図
- •専門部の構成

## 岩手地区まちづくり基本構想

### 地区まちづくり協議会設立の意義

岩手地区まちづくり協議会は、垂井町まちづくり基本条例に基づき、垂井町 の指導の下に設立されました。

まちづくり協議会は、住民と行政(垂井町)との協働のもと、住民の参加と役割 分担によって、責任ある主体的な「まちづくり」を推進することにより「豊か で住みよく、安心して暮らせる」地域を形成することを目的としています。

しかしながら、その実態は、国や自治体の財政が厳しい中で、従来であれば 行政に要望したり苦情を言ったりする中で解決してきたものを、住民にできる ことは自らの手で解決を図らなければならないというものです。

行政の住民に対する押し付けということもできますが、私たちは、視点を変えて「行政にできない、まちづくりをやってやろう」「自分たちの町を、どこよりも良い町にしよう」と言う気概をもって取り組む必要があります。

そのことこそが、岩手地区の住民として、意義ある活動に繋がり、自らをも納得できる行動を起こすことができるのではないでしょうか。「行政が目を見張る」そんな「まちづくり」を行っていきましょう。

### まちづくりの目標と将来像

私たちのまち「岩手地区」は、先人の労苦により受け継がれてきた美しい自然と、竹中半兵衛重治公や伊富岐神社の神楽、集落ごとの祭囃子、大石の花火など誇りが持てる歴史・地域文化があります。里山や岩手地区を流れる河川などの自然は、私たちに無限の恵みを与え続けてくれました。

このような自然や歴史・地域文化の良さを次の世代へと引き継いでいくことは、私たちの大切な役割です。

私たちが取り組む、まちづくりで一番大切なことは「何を行うか」ではなく「何のために行うか」であるといえます。それは「岩手地区に住む私たちが、いきいきと楽しく快適に暮らせるために行う」ことではないでしょうか。

私たちは、次のような「まち」をめざし、岩手地区の良さを次の世代に引き 継いでいきます。

「まち」に住む人々の心がふれあい、優しさに包まれた「岩手地区」 「まち」に住む人々の心がひびきあい、いきいきと暮らせる「岩手地区」 そのために、岩手地区の将来像(スローガン)を次のように設定します。

住む人の、心がふれあい、ひびきあう「まち」岩手地区

### まちづくりの柱

私たちの「まち」の将来像〜住む人の、心がふれあい、ひびきあう「まち」 岩手地区〜に結び付けていく「まちづくりの柱」を次のように定めます。

### 1. 誰もが安心して笑顔で暮らせるまちづくり

私たちの「まち」は、豊かな自然に恵まれ、隣人を慈しむ人情いっぱいの住 民が暮らす「まち」です。

しかしながら、人口の流出が続き、垂井町内で少子高齢化が最も顕著にみられる地区となっている中で、今一度「隣人を慈しむ人情いっぱい」の心情を高揚させ、誰もが安心して笑顔で、住み慣れた「まち」で子育てを行い、年老いていくことができる。住民同士が支え合い、高齢者や障がい者をサポートすることができる、そのような「まちづくり」が必要です。

近年、何の関わりもないのに子どもや青少年が傷つけられる、登下校の子どもの列に暴走自動車が突っ込む、振り込め詐欺にみられるようなお年寄りを狙った犯罪などが、毎日のように報道されています。

また、東日本大震災・福島原発事故や各地で頻発するゲリラ豪雨による災害は、記憶に新しいことです。

私たちの町では、幸いにして大きな災害・被害は発生していませんが、東南海地震がいつ来てもおかしくないと言われているように、災害はいつやってくるか予測できないものです。また、交通事故なども「なぜ」という状況で発生します。安心・安全は生活の基本です。

地域の生活は地域の皆で守り、誰もが安心して笑顔で暮らせることができるまちづくりが必要です。

### 2. 次代を担う子ども達を育むまちづくり

少子化が進行するなかで、地域の将来を担い、地域で活躍する子どもや青少年を育成することが重要な課題となっています。

子ども達が様々な体験や経験をすることで、生涯学習の基礎を身につけると 共に、自ら考え、自らの力で今後を乗り切る(自分の将来を切り拓く)力をつ けることができます。青少年が、その誇りと責任について自覚をたかめるため、 健全な青少年団体及びグループ活動を育成・支援することが必要です。

このような活動を通して、地域の大人たちがもっている様々な技術や知恵を引き継いでいくことによって、次代を担う子どもや青少年達が、ふる里に愛着をもつことに繋がり「まち」の活性化に繋がります。

### 3. 歴史と文化が薫る個性あるまちづくり

私たちの「まち」は、豊かな自然に包まれて、それぞれの集落に独特な芸能が伝えられると共に、竹中半兵衛重治公に象徴されるように歴史の薫りがあふれている「まち」です。

このような歴史と文化を次の世代に引き継ぐと共に、今を生きる人間として 求められる一般常識・教養を高める場、趣味を楽しむ場を提供することも重要 な課題です。

地域の歴史を発掘して発信すると共に、学んだ成果を披露する場も設定して 多くの住民がふれあい、絆を深めることが個性ある「まち」に繋がります。

### 4. 誰もがスポーツを楽しむまちづくり

スポーツという言葉は、若者が「より早く、より高く、より強く」を求め、 その成果を求める競技スポーツを連想しますが、平均寿命が延びる中で、人間 としての一生を心身ともに健康に過ごすために「生涯スポーツ」という捉え方 が拡がっています。

私たちが取り組むスポーツは、健康で明るい人生を過ごすための「生涯スポーツ」です。老若男女、誰もが楽しめる軽スポーツを普及させることは、地域住民の体力づくり、体力維持に資することに繋がります。

そして、日頃の活動の成果を発揮する場としてスポーツを楽しむ機会を設け、 住民相互のふれあいを深め「まち」の絆を強めます。

### 5. 環境にやさしいまちづくり

私たちの「まち」には四季折々の彩りをなす山や田畑があり、きれいな水が流れています。こうした自然は、私たちの大切な生活を支え、ときには、私たちの心を和ませてくれるなど、無限の恵みを与え続けてくれます。

このような素晴らしい郷土を、大好きな「まち」を未来に引き継いでいくために、環境保全・環境改善の取り組みは欠かすことができません。

また、歴史的遺産の環境を整備すると共に、そのことを広く発信して歴史と 文化の「まち」の誇りをもち続けることも、私たちに課せられた命題です。 具体的な活動

具体的な活動は、まちづくりの5つの柱に沿って、専門部とその所管事項を 定め、専門部が立案した企画を「まちづくり協議会」に参加する自治会など構 成団体が一丸となって進めます。

### 5つの柱と専門部

- ① 誰もが安心して笑顔で暮らせるまちづくり・安心・安全部・健康福祉部
- ② 次代を担うこども達を育むまちづくり・・・子ども育成部
- ③ 歴史と文化が薫る個性あるまちづくり・・・芸術・文化部
- ④ 誰もがスポーツを楽しむまちづくり・・・・スポレク部
- ⑤ 環境にやさしいまちづくり・・・・・・環境整備部

各専門部の所管事項、具体的事業(活動目標)は、別紙の通りです。

年度毎の活動は年次計画として提起します。

以上

### 岩手地区まちづくり協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、岩手地区まちづくり協議会(以下「岩手まち協」と言う)と称する。

### (事務所)

第2条 岩手まち協の事務所は、岩手地区まちづくりセンター(垂井町岩手608-2)に置く。

### (構成)

- 第3条 岩手まち協は、岩手地区に在住、在勤し、岩手地区において活動する 自治会および各種団体(以下「構成団体」と言う)に加入している人を もって構成する。
  - 2 前項の各種団体は、別に定める基準により役員会が認定する。

### (目的)

第4条 岩手まち協は、岩手地区の住民、垂井町議会及び垂井町との協働のもと、岩手地区まちづくりセンターを拠点として地域コミュニティを形成し「岩手地区の絆」を強め、豊かで住みよく安心して暮らせる幸福度の高い自主・自立した岩手地区づくりを目的とする。

### (業業)

- 第5条 岩手まち協は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
  - (1) 岩手地区の発展と安全・安心なまちづくりのための事業
  - (2) 岩手地区のふれあいを深める事業
  - (3) 垂井町議会及び垂井町との協働のまちづくりの推進を図る事業
  - (4) 生涯学習事業
  - (5) その他、岩手まち協の目的を達成するために必要な事業

### (組織)

- 第6条 岩手まち協は、前条の事業を行うために次の組織を置く。
  - (1) 総会
  - (2) 運営委員会
  - (3) 役員会
  - (4) 専門部会

### (役員、委員等)

第7条 岩手まち協に次の役員、委員(以下「役員等」と言う)を置く。

 (1) 会長
 1名

 (2) 副会長
 1名

(3) 事務局長 1名

(4) 事務局次長 1名

(5) 執行役員 6名

(6) 会計 1名

(7) 監事 2名

(8) 運営委員 会長委嘱人数

(9) 顧問 会長委嘱人数

2 前項の役員等の内、4号の事務局次長については、総会の承認を得て 増員又は置かないことができる。

### (役員等の選出)

第8条 役員は、第3条1項に定める構成員から選出するものとする。

- 2 会長は、岩手地区連合自治会の推薦を受けた者を総会に提案し、その 承認を得なければならない。
- 3 副会長、事務局長、事務局次長、執行役員、会計、監事は、推薦委員会の推薦を受けた者を総会に提案し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の推薦委員会は、7名構成とし、委員は運営委員会で選出する。
- 5 運営委員は、役員会が必要と認める構成団体から推薦を受けた者を、会長が委嘱する。
- 6 顧問は会長が推薦し、役員会の議を得て、会長が委嘱する。

#### (役員等の任務)

- 第9条 会長は岩手まち協を代表し、その運営を統括すると共に全ての責任を 負う。
  - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
  - 3 事務局長は、岩手まち協の事務局を主宰する。
  - 4 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは、その職務を代行する。
  - 5 執行役員は専門部会を担当する。
  - 6 会計は岩手まち協の出納、経理事務を掌理する。
  - 7 監事は岩手まち協の監査事務を司る。
  - 8 運営委員は岩手まち協の運営及び事業活動を円滑に遂行する。
  - 9 顧問は、会長の求めに応じ会議に出席し、必要な助言を行う。

### (役員等の任期)

- 第 10 条 第7条1項1号から7号の任期は、2年(総会から翌々年の総会まで)とする。但し、再任は妨げない。
  - 2 第7条1項8号から9号の任期は、1年(総会から翌年の総会まで)とする。但し、再任は妨げない。
  - 3 役員に欠員が生じた場合は、第8条の定めに拘わらず、役員会の議を 経て、運営委員会の承認を得て補充することができる。
  - 4 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (総会)

第 11 条 総会は、岩手まち協の最高決定機関であり、役員及び構成団体から 選出された者(以下「代議員」と言う)をもって構成し、毎年1回定期 総会を開催する。

但し、会長が必要と認めた場合及び運営委員の2分の1以上の要請が あった場合には、臨時総会を開催することができる。

2 構成団体から選出される代議員は、それぞれ2名とする。 2名の内、1名は、自治会においては自治会長、各種団体においては、 その団体の代表者(会長など)とする。

構成団体の代表者が岩手まち協の役員に就任している場合は、代表者の代替代議員を選出・派遣しなければならない。

- 3 総会の議長は、代議員の中から選出する。
- 4 総会は、代議員の過半数の出席(委任状を含む)で成立し、出席者の過半数によって議決する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 5 総会は、次の事項を審議決定する。
  - (1) 事業計画及び事業報告
  - (2) 予算及び決算、会計監査報告
  - (3) 役員等の選出・承認
  - (4) 規約の制定・改廃
  - (5) その他、重要な事項

### (運営委員会)

- 第 12 条 運営委員会は、総会で決定された事業計画を執行すると共に、総会 に次ぐ決定機関として、第7条で定める役員等で構成し、会長が必要と 認めた時に招集する。
  - 2 運営委員会は、総会で決定された事業計画を推進するための行事計画及びその予算、決算、その他必要な事項を審議する。
  - 3 運営委員会の議長は、会長とする。
  - 4 運営委員会は、運営委員の過半数(委任状を含む)の出席で成立し、

その議事は、出席者の過半数によって議決する。但し、可否同数の場合は役員会がこれを決定する。

5 会長は、必要に応じ、学識経験者などを運営委員会に参加させ、助言を得ることができる。

#### (役員会)

- 第 13 条 役員会は、総会で決定された事業計画の執行権限及び責任を有し、 会長、副会長、事務局長、事務局次長、執行役員、会計、監事で構成し、 会長が必要と認めた時に招集する。
  - 2 役員会は、岩手まち協の運営及び事業計画等の方針を協議し、必要な 事項を総会または運営委員会に提起する。
  - 3 役員会の議長は、会長とする。

### (専門部会)

- 第14条 岩手まち協に次の専門部を置く。
  - (1) 安心 安全部
  - (2) 健康福祉部
  - (3) 子ども育成部
  - (4) 芸術 文化部
  - (5) スポーツ・レクリェーション部(スポレク部)と改称
  - (6) 環境整備部
  - 2 専門部は、役員会が指名する構成団体が推薦する者により構成する。
  - 3 役員会から指名を受けた構成団体は、1~2名の専門部員を選任し、 事務局長へ届け出るものとする。
  - 4 専門部に次の役員を置く。
    - (1) 部長 1名
    - (2) 副部長 若干名
  - 5 部長は執行役員が、副部長は自治会長が務める。
  - 6 部長は、部会を主宰する。
  - 7 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務を代行する。
  - 8 専門部は、部長が招集し、事業計画に基づき所管事項の具体的な事業の企画及び執行にあたる。
  - 9 専門部の所管事項は別に定める。

#### (会計)

- 第 15 条 岩手まち協の経費は、垂井町からの交付金・補助金、岩手地区連合 自治会からの補助金、寄付金及びその他の収入を持って充てる。
  - 2 岩手まち協の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとす る。
  - 3 岩手まち協の会計処理は、別に定める会計規則による。

### (事務局)

- 第16条 岩手まち協の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。
  - 2 事務局に、運営委員会の承認を得て、事務員を置くことができる。

### (規則 • 細則 • 要綱等)

第 17 条 この規約に定めるものの他、規則・細則・要綱等必要な事項は、会長が役員会の議を経て運営委員会に諮って定めることができる。

### 附則

1 この規約は、岩手まち協の設立総会(平成24年12月2日開催)の承認 を得て制定・施行される。

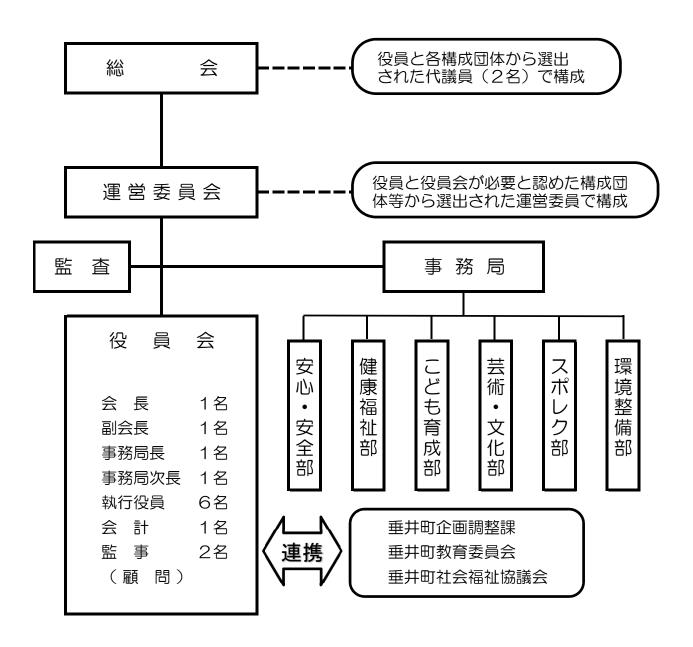
しかしながら岩手まち協が予算を確保して本格的に活動を開始するのは、 平成25年4月1日以降となることから、設立総会から平成25年度の総会 までは、本格的な活動開始に向けた準備期間となる。

よって設立総会で選出される役員の任期は、第10条の規定に拘わらず、平成25年度の総会までとする。

そのため、準備期間中は、規約の全てを施行するものではなく、設立総会 で決定された活動に限定して、この規約を適用するものとする。

- 2 この規約は平成25年4月21日に一部改訂し全面施行する。
- 3 この規約は平成27年4月19日に一部改訂し全面施行する。
- 4 この規約は平成29年4月16日に一部改訂し全面施行する。

以上



岩手地区にお住いの皆さんは、下記の団体を通じ 構成団体 (順不同) て全ての皆さんがまちづくり協議会の構成員です。

伊吹自治会 東大石自治会 谷自治会 五明自治会 西大石自治会 川原自治会 長畑自治会 下町自治会 宮之前自治会 菩提田町自治会 南長畑自治会 漆原自治会

竹中半兵衛顕彰会 南漆原白治会 老人クラブ連合会 福祉推進員会

北中学校 消防団 農地水環境保全組合 小学校 民生•児童委員 歴史と文化を守る会 幼保園 商工会 子ども会・育成会

交通安全協会 スポーツ少年団 青少年育成協力推進員会 スポーツ推進委員 クラブ・サークル連絡会 体育推進員会

# 専門部の所管事項 2019年度

# 専門部活動の運営要綱

- 専門部は、構成団体で組織し、構成団体間の連携・調整を図り、相互の活動が容易になるように努めるものとする。 部長は、必要に応じて部員以外の、構成員及び外部の有識者の参加を求めることができる。 部長は、事業を円滑に推進するため、必要に応じて他の専門部と協議し、合同で会議を開くことができる。 専門部が企画運営する事業(活動)について、構成団体は積極的に協力しなければならない。 -.viw.4.

# 事項 専門部の所管

	こども見守り活動 交通安全対策 自主防災隊の連携について、災害時の要支援者対応	社協との連携による見守のネットワークの強化一人暮らしの高齢者家庭訪問、給食サービス要支援者マップの作成、くらしのサポート生き生きふれあいサロンの普及カフェサロンの展開、救急医療情報キットの普及	子ども教室(菁莪塾)、子ども会活動の支援 小学校留守家庭児童教室支援、ラジオ体操大会 青少年健全育成地区民大会 中学生の地域貢献活動支援	夏祭り、芸術文化祭の企画運営 教養講座、歴史講座	町民運動会の企画運営         スポーツ講座         春秋スポーツ・レクリエーション行事の企画運営	農地・水・環境保全組合との連携 環境美化デー 文化財整備事業、観光対応事業、ほたる祭り 中学生の地域貢献活動支援
所 管 事 項	防災、防犯、交通安全に関すること 児童生徒の通学時の安心・安全に関すること 青少年の非行防止に関すること	一人暮らしの高齢者との交流に関すること高齢者・障害者の生きがい活動に関すること生活支援サービスに関すること育児支援に関すること災害時の要支援者対応に関すること	青少年の健全育成に関すること こども体験活動に関すること 子育て支援活動に関すること	文科系講座の企画運営 クラブ活動に対する支援 歴史・文化の保存継承に関すること	町民運動会に関すること スポーツ・レクリエーション行事に関すること ニュースポーツの推進に関すること スポーツ系講座の企画運営	環境美化活動に関すること 自然環境の保全に関すること 道路・河川などの生活環境に関すること ごみ減量化、リサイクルに関すること
專門部名	安心・安全部	健康福祉部	こども育成部	芸術・文化部	スポレク部	環境整備部

# 2019年度 専門部の構成

運営委員以外の者を派遣することができる。 自治会は1年毎に1自治会が下段の専門部へ移動するローテーションを行う、O印は副部長を努める 代表者、 二つ以上の専門部を担当する構成団体(アンダーライン)は、

2		6				7
〇 五明自治会、下町自治会、福祉推進員、民生児童委員、老人クラブ(女性) 幼保園、幼保園保護者会		〇 漆原自治会、南漆原自治会、 <u>民生児童委員、中学校、中学校PTA、小学校、小学校PTA</u> 青少年育成協力推進員、子ども会育成会		〇 西大石自治会、東大石自治会、宮之前自治会、歴史と文化を守る会、文科系クラブ代表 商工会、竹中半兵衛公顕彰会		〇 菩提田町自治会、谷自治会、体育推進員(2)、スポーツ推進委員、スポーツ少年団、スポーツ系クラブ代表
健康福祉部		こども育成部		芸術・文化部		スポレク部
	〇 五明自治会、下町自治会、 幼保園、幼保園保護者会	〇 五明自治会、下町自治会、幼保園、幼保園、幼保園、幼保園、	<ul> <li>○ 五明自治会、下町自治会、福祉推進員、民生児童委員、老人クラブ(女性)</li> <li>幼保園、幼保園保護者会</li> <li>○ 漆原自治会、南漆原自治会、民生児童委員、中学校、中学校PTA、小学校、小学校PTA</li> <li>青少年育成協力推進員、子ども会育成会</li> </ul>	<ul> <li>○ 五明自治会、下町自治会、福祉推進員、民生児童委員、老人クラブ(女性)</li> <li>幼保園、幼保園保護者会</li> <li>○ 添原自治会、南漆原自治会、民生児童委員、中学校、中学校PTA、小学校、小学校PTA</li> <li>青少年育成協力推進員、子ども会育成会</li> </ul>	<ul> <li>○ 五明自治会、下町自治会、福祉推進員、民生児童委員、老人クラブ(女性)</li> <li>幼保園、幼保園保護者会</li> <li>○ 漆原自治会、南漆原自治会、民生児童委員、中学校、中学校PTA、小学校、川学校PTA</li> <li>青少年育成協力推進員、子ども会育成会</li> <li>○ 西大石自治会、東大石自治会、宮之前自治会、歴史と文化を守る会、文科系クラブ代表 商工会、竹中半兵衛公顕彰会</li> </ul>	<ul> <li>○ 五明自治会、下町自治会、福祉推進員、民生児童委員、老人クラブ(女性) 幼保園、幼保園保護者会</li> <li>○ 漆原自治会、南漆原自治会、<u>民生児童委員、中学校、中学校PTA、小学校、小学校PTA</u> 青少年育成協力推進員、子ども会育成会</li> <li>○ 西大石自治会、東大石自治会、宮之前自治会、歴史と文化を守る会、文科系クラブ代表 商工会、竹中半兵衛公顕彰会</li> </ul>

# 運営委員会の構成

クラブ・サークル代表 役員、顧問、自治会長、中学校、中学校PTA、小学校、小学校PTA、幼保園、幼保園保護者会、商工会、農地・水・環境保全組合 青少年育成推進員、スポーツ推進員、 民生児童委員、体育推進員、 福祉推進員会、竹中半兵衛公顕彰会 消防団、老人クラブ、歴史と文化を守る会、 交通安全協会、子ども会育成会、

 $\infty$ 

淄咒团

商工会

青少年育成協力推進員

農地・水・環境保全組合、

南長畑自治会、川原自治会、

0

環境整備部

歴史と文化を守る会

竹中半兵衛公顕彰会

役員を派遣している構成団体は、その役員が運営委員を兼務することができるものとする。

